

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第67号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項第8号及び第20条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第21条第1項中「軽自動車税を課される」を「種別割を課される」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第23条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「当該納税者が」を「当該納税者に」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第29条第1項第13号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第32条第10号の7中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に、「法第454条」を「法第463条の23」に改め、同条第19号から第21号までの規定中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第32条の2第17号の2中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第4号様式，第4号の2様式，第10号の7様式，第19号様式，第20号様式，第21号様式，第23号様式，第36号様式及び第38号の2様式中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の神戸市市税条例施行規則の規定は，令和2年度以後の年度分の種別割について適用し，令和元年度までの年度分の軽自動車税

については，なお従前の例による。